

大正初期の我が国における家族本位計画論の成立について

衛生面からみた住宅の平面計画に関する史的研究 その4

ON THE FORMATION OF THE FAMILY-CENTERED THEORY ON
PLANNING METHOD IN JAPAN IN EARLY TAISHO ERA

Historical studies on the planning method of house from a viewpoint of hygiene Part 4

宮崎 信行*, 青木 正夫**, 友清 貴和***

Nobuyuki MIYAZAKI, Masao AOKI and Takakazu TOMOKIYO

In this paper, we described the contents of several trials in the idea of planning method, that was shown us by many books in Japan in early Taisho era.

The point of the contents of several trials is presented as follows; first the fundamental thought of planning was named 'family-centered', and secondly the family-centered theory on planning method was formed on the one hand, and was being formed on the other hand, as the result that the principle of planning method was added to some planning methods.

Keywords : family-centered, fundamental thought of planning, planning method, principle of planning method, theory on planning method
家族本位、平面計画観、平面計画内容、平面構成原則、平面計画論

1. はじめに

前稿¹⁾では、明治後期の我が国で行われた、住宅の衛生面を改良するための計画論上の試みの中から、家族居室の南面配置をめぐる計画論上の試みを取り上げ、この計画論上の試みが住宅の平面計画の内容を一層具体化し、家族本位の平面計画観を形成したことを明らかにした。本稿では、この計画論上の試みが大正初期にも引き続き行われ、家族本位の平面計画観に基づく平面計画論すなわち「家族本位計画論」を成立させ、あるいは成立させつつあったことを明らかにする。

明治後期に具体化された住宅の平面計画の内容は、家族居室を南面に配置するために座敷を北面に配置するという、北側座敷説に代表された。また、家族本位の平面計画観は、家族居室の位置(南面配置)を最優先する考え方として、平面計画の内容の中に見いだされた。大正初期になると、家族本位の平面計画観は「家族本位」という概念用語で確立される。また平面計画の内容は、北側座敷説が主流でありつつも、座敷の南面配置を基本とする南側座敷説が台頭して一層明瞭となり、座敷の2階配置を主張する2階座敷説も出現して一層具体化される。しかも、これらの平面計画内容は、1つの共通した平面構成原則とともに提示され始める。

こうした一連の動きは、この時期の計画論上の新しい試みが家族

本位計画論を成立させ、あるいは成立させつつあったことを示している。それはまた、住宅の衛生面を改良するための計画論上の試みが、平面計画に関する限り、最終的な第4段階に到達したことをも示している。もちろん、この時期の計画論上の新しい試みは、ごく一部の限られたものであり、先駆的なものである。本研究の基本的資料である家政教科書を見ても、この新しい試みはまだ十分には行われていない。(表-1参照)

そこで本稿では、前稿と同様に家政教科書や家政教育分野に限定せず、計画論上の新しい試みを示す文献を広く取り上げ、家族本位計画論の成立を、①平面計画観、②平面計画内容、③平面構成原則の、3つの側面から考察する。

2. 家族本位の平面計画観の確立

明治後期に形成された、家族居室の位置(南面配置)を最優先する考え方は、接客空間を最も重視するという在来住宅の客本位の平面計画観と対立し、これを否定するものであった。この限りにおいて、その考え方は「家族本位の平面計画観」であった。この家族本位の平面計画観は、明治後期には、平面計画の内容の中に見いだされ、明確には提示されなかった。しかし、大正初期になると、「家族本位」の用語で規定され、明確に提示される。すなわち、家族本位の

* 九州共立大学工学部建築学科 助手・工修

** 九州産業大学工学部建築学科 教授・工博

*** 鹿児島大学工学部建築学科 教授・工博

Research Assoc., Dept. of Architecture, Faculty of Eng. Kyushu Kyoritsu Univ., M. Eng.

Prof., Dept. of Architecture, Faculty of Eng. Kyushu Sangyo Univ., Dr. Eng.

Prof., Dept. of Architecture, Faculty of Eng. Kagoshima Univ., Dr. Eng.

平面計画観の確立、より正確には概念用語としての確立である。

その家族本位の平面計画観の確立に際して重要な役割を果たしたのは、東京帝国大学教授であった伊東忠太であろう。大正4年5月の『理想の家庭』²⁾を見ると、伊東忠太の口述文「住宅」が掲載されている。この口述文は在来住宅の欠陥と改良方針を述べたものであり、この中で伊東は、家族本位の住宅観を確立すると同時に、「家族本位」という言葉を概念用語として提示している³⁾。

その口述文の内容をやや詳しくみると、伊東はまず、在来住宅の欠陥を3項目に分けて述べている。①「全体として根本的に家庭の意味を了解して居ないこと」、②「材材選択の誤謬」、③「間取の研究不徹底」である。このうち①の項目では、縁側が多過ぎて平面構成が非効率的であることを指摘した後、客本位の平面計画観を次のように批判している。

「次に同じく外面的、体裁的思想の結果であるが、客間に耳(み)重きを置く癖があることである。元来、言ふ迄もなく家屋は家族の住む処で、来客の為に設けてある俱樂部でない、家族が住まつて居る付随現象として客が来るので、来客の応接役として家族が出仕して居るのでは無い、夫(れ)をどう考へ違ひをしたものか、客間は随分出来る丈立派にして置くのみならず、『次の間』や『別室』などと、徹頭徹尾、来客を顧慮して部屋を空けて置きながら、定住人口たる主婦や子供等は狭い暗いじめじめした所に雑居して居るやうなことが決して稀ではない。」⁴⁾

本文のいう「客間にのみ重きを置く癖」とは、住まい方の問題も含まれるが、平面計画の問題が主であり、客本位の平面計画観であると理解できる。本文の批判は、住宅が「家族の住む処で、来客の為に設けてある俱樂部でない」という、明快な住宅観に基づくことが注目される。

次に伊東は、在来住宅の改良方針として、①「居間」、②「縁側、廊下」、③「台所」、④「壁を増し、建具を減ず」、⑤「書斎及び応接間」、そして⑥「子供室」の6項目を挙げ、それぞれについて述べている。このうち①の項目では、「家族本位」という言葉を使いつつ、家族本位の平面計画観を提示している。

「此〔居間〕は前述の体裁的、外面的即ち来客本位の反対で、内面的充実、即ち家族本位を飽く迄徹底しやうと云ふのである、即ち家屋に伴なふ凡百(あらゆる)愉快も、便利も、家族の為に存すべきものといふことを主眼とすべき意味である。少々極端ではあるが客はどうでも構はないと断言したい。… 自今は、家中で一番好い室は、之を家族常住の間と定めて客間に其程全力を傾倒しなくても可いことと思ふ。」⁵⁾ (但し、〔〕内は筆者、以下同じ)

「客間」よりも「居間」を「家中で一番好い室」と述べているから、位置のみでなく規模や設備等を含めて、家族居室そのものを最優先する考え方である。この考え方は、明治後期のそれと異なり、生活面を含む新しい内容をもつ家族本位の平面計画観である。

また、「家族本位」という言葉は、住宅の「あらゆる愉快も、便利も、〔客の為でなく〕家族の為に存すべき」ことを「主眼とすべき意味」というように、住宅において、あるいは住宅の計画において、家族を最も重視する考え方である。この考え方は住宅観であり、あるいは住宅計画観であると言える。伊東は「家族本位」という言葉を1つの住宅観または住宅計画観として提示している。この点から言えば、上述の明快な住宅観は「家族本位」である。伊東は「家族本位」という言葉によって、「家族本位の住宅観」を確立しているのである。

表-1 大正初期の家政教科書と主な文献

刊行年	書名	編著者名
大正1年	*家事新教科書	戸野みちえ
	*実用家事教科書	家事経済研究会
	*新定教科・家事教本	吉村千鶴
2年	*新編家事教科書	戸野みちえ
	◎理想の家屋	三橋四郎
3年	*実用・家事教科書	美島近一郎
	新編・理想の家庭	石田傳吉
4年	家庭	下田歌子
	◎理想の家庭	国民新聞社
	*新定家事教科書	吉村千鶴
	*新選家事教科書	小谷野千代
	*最新家事教科書	溝口鹿次郎・土岐安
5年	理想の住宅	保岡勝也
	齋家経済・中流生活法	嘉悦孝子
	◎住宅建築	建築世界社
	◎*家事新教科書	石沢吉麿
6年	◎応用家事精義	大江スミ子
	子供本位の家庭	安倍磯雄
	嫁入文庫・家政の巻	鳩山春子・鳩山薫子
	*応用家事教科書	大江スミ子

注1：新聞・雑誌や平面図集等を除く。家政教科書は住宅の平面計画を述べたもので新版のみを掲げた（東書文庫編『教科用図書目録』昭和54年を参照）。

注2：◎印は本稿で取り上げた家政教科書と主な文献を示す。また、*印は家政教科書を示す。

けれども、伊東が「家族本位」という言葉の根本的な意味を述べたことは、同時に、この言葉の概念を規定した点でもある。「家族本位」とは家族を最も重視することである、という概念規定である。この点では、伊東は「家族本位」という言葉を1つの概念用語としても、より正確には「来客本位」に対立する概念用語としても提示している。だから、客よりも家族を重視することを示すのであれば、住宅観や住宅計画観のみならず、平面計画観や平面計画の内容でも、あらゆる内容は「家族本位」と呼ばれる。伊東は本文において、「家族本位」という概念用語を提示しつつ、家族本位の住宅観の立場から、家族本位の平面計画観を提示したのである。

このように伊東の口述文では、家族本位の平面計画観は、家族本位の住宅観に基づいて提示されると同時に、「家族本位」という概念用語で表現可能なものとしても提示された。そして、平面計画観そのものの内容は、衛生面のみでなく、生活面を含む内容へと拡大されたのである。

ところで、伊東の口述文において確立された家族本位の住宅観は、家庭を重視する当時の諸傾向⁶⁾からの影響も窺われるが、基本的には、明治後期に形成された家族本位の平面計画観から発展したものであるであろう。というのは、第1に、「家族本位」という言葉は家族居室の項目で使われ、「来客本位」という言葉は具体的には客本位の平面計画観を示すなど、口述文の記述には、明治後期の計画論上の試みから発展した痕跡が認められるからである。第2に、明治後期の家族居室の位置を最優先する考え方は、本質的には家族の健康と生命を守るためであり、家族を最も重視する考え方へと発展する必然性があったからである。要するに、伊東は、明治後期に形成された家族本位の平面計画観を継承して、これを住宅観へ発展

させたと考えられるのである。

したがって、伊東の口述文は、明治後期の計画論上の試みと異なり、平面計画の内容をそれほど具体的に述べていないが、やはり家族居室の南面配置をめぐる計画論上の試みとして、もしくはその計画論上の試みの発展したものとして位置付けられるであろう。

このような大正4年の伊東忠太の口述文の内容を踏まえて大正初期の文献を見ると、「家族本位」という言葉は大正5年から幾つかの文献で見いだされる。それらは住宅観や住宅計画観としてよりむしろ、概ね平面計画観として使われている。つまり、明治後期に形成された家族本位の平面計画観は、「家族本位」という概念用語で確立される。けれども、平面計画観そのものの内容は、衛生面のみの内容から、伊東が提示したような生活面を含む内容へ、更に生活全般を含む内容へと拡大しつつあった。

例えば、衛生面のみの内容という点では、三浦元秀著『理想的家の造り方』が挙げられる。本書は著者が諸雑誌に発表した論説を集めたものであり、大正5年4月に発表された文章である。「客本位」に対置して「家族本位」という言葉を使っている⁷⁾。

「従来の家或は今日でも多くは客本位で在つて客間又は日当りの良い南向きに取り、而も身分不相応に飾り立て乍ら、家族の日常起居する室は薄暗い北向であつたり、又大切な台所が光線の投射しない陰気な場所に置かれたりして何等の手法が施され無い。随つて家族の家の内に許り居る者の顔は青褪めて血色が悪く、嬰兒も弱々しくなり活発な処なく、其眼は光を失ふて了ふ。衛生思想の普及は家屋に及んで、稍お客本位に固執しなくなつた。然し未だ家族本位な家は無い。昔其儘を踏襲して今日の學術と没交渉、時代遅れの国が在る。」⁸⁾

「家族本位」という言葉は、具体的内容が明らかでないものの、本文全体が平面計画を問題にしているから、家族本位の平面計画観であると理解できる。

次に、生活面を含む内容という点では、大正5年5月の『住宅建築』⁹⁾に掲載された古橋柳太郎の「台所」が挙げられる。「家族本位」という言葉を、やや不明瞭であるが、衛生面を基礎としつつ生活面と関連する内容で使っている。

「近頃家庭の衛生思想が進歩して来たので、家を新築する人は皆其の衛生方面に注意する様になつた。御客本位を捨てて家族本位となり家庭の団欒を楽しむ様になつた結果、住宅の主要な室は客間ではなく老若男女打解けて話したり笑つたりするのに最都合のよい、然も誰でも一日の中に必ず使用しなければならない食事室である。」¹⁰⁾

更に、生活全般を含む内容という点では、大正5年10月の石沢吉磨著『家事新教科書』が挙げられる。「家族本位」という言葉を、衛生面とともに、生活面や経済面を含む内容で使っている。

①「間数及び間取は家族数及び家業によりて異なるも、(一)衛生上、(二)使用上、(三)経済上の便によりて、家族本位とし、これに定むべし。」¹¹⁾

②「我が国の家屋の間取は、来客をのみ主とし、家人の常住疎にせし傾きあり、国俗習慣上止むを得ざることもあれど、今後の家屋は居間・茶の間・台所等に充分の注意をなしたきものなり。」¹²⁾

このように、明治後期に形成された家族本位の平面計画観は、大正4年の伊東忠太による家族本位の住宅観の確立と「家族本位」の概念規定を契機として、大正5年には、「家族本位」の用語で規定され、概念用語として確立された。けれども、これに伴って、平面

計画観そのものの内容は、衛生面のみならず、衛生面を基礎として生活全般を含む内容へと拡大しつつあったのである。

3. 家族本位の平面計画内容

家族本位の平面計画観を具体的に現す平面計画の内容、すなわち「家族本位の平面計画内容」は、大正初期には、平面計画観そのものの内容が拡大しつつあったとはいえ、明治後期と同様に、衛生面の内容が主であった。

その明治後期において、家族本位の平面計画内容は北側座敷説と南側座敷説の2つの説があり、北側座敷説が主流であった。南側座敷説は、北側座敷説に反対しながらも、これを批判することなく、消極的に提示された。しかし、大正初期になると、北側座敷説を批判して積極的に提示される。それは南側座敷説の台頭として位置付けられる。けれども、南側座敷説は、前節の用語規定とも関連して、家族本位の平面計画内容とは認識されない。そこで本節では、南側座敷説を取り上げ、家族本位の平面計画内容が一層明瞭になると同時に、一層複雑になる状況を考察する。なお、この時期には2階座敷説も出現するが、これについては次節で取り上げたい。

まず、南側座敷説を積極的に提示した例としては、大正5年5月の『住宅建築』に掲載された大島盈株の「住宅と方位」が挙げられる。北側座敷説を批判して、座敷の南面配置を主張している。

「客座敷は南或は東向きを可とする。然るに近頃客座敷は北向きを可(よ)とすと云ふ説が専ら行はれる。其理由とする所は、庭園の樹木は皆南に面して居るからお客が樹の表の方を見て都合が好い。且つ凡てお客などと云ふものは長座するものでないから、一家中の一番日当りの良い室を以て之に充てるに及ばぬ。又夏は北向きは涼しいし、冬の寒さを防ぐ為めには手焙を出せば宜いと云ふのであるが、是れは大間違である。元来北は俗に云ふ陰である。斯様な陰気な処に客を通すのは、客をして不愉快な念を起さしめる許りでなく、甚だ失礼なわけである。縦合(たじ)暫時にして去るお客なりと雖も待遇に厚薄があつてはならぬ。是非共客は南向きの良い室に通して待遇せねばならぬ。…併し居間は勿論東南に設けたが良い。」¹³⁾

座敷の南面配置の主張は、客本位の平面計画観に基づくものとも言えるが、本文末尾から明らかなように、家族本位の平面計画観に基づくものである。要するに、家族居室の位置を最優先するのは当然だとしても、座敷の北面配置を主張するのは行き過ぎだという批判である。本書は、こういう批判を行うことによって、南側座敷説を積極的に提示したのである。

南側座敷説を更に積極的に提示した例は、大正5年12月の大江スミ子著『応用家事精義』である。「主婦の立場から見たる客室」として座敷の南面配置を主張し、北側座敷説を批判している。

その内容をやや詳しくみると、大江はまず、座敷の位置について次のように述べている。

「客室(座敷)の位置に就ては来客本位、家族本位と云ふ様な色々な説があります。来客本位とは、従来(の)慣例で家屋中一番宜しいと云ふ位置に、客室を配置すべしと云ふので、家族本位とは、家族の居室に最上等の位置を配置すべしと云ふのであります。家族本位説の内には『客などは何うでも構はぬ』と云ふ様な極端な説もあります。要するに好位置に立派な客室を造りて其れを空けて置きながら、家族を暗き狭苦しき室に雑居させるのは不都合で、時世後れであると云ふことに帰着するのであります。」¹⁴⁾

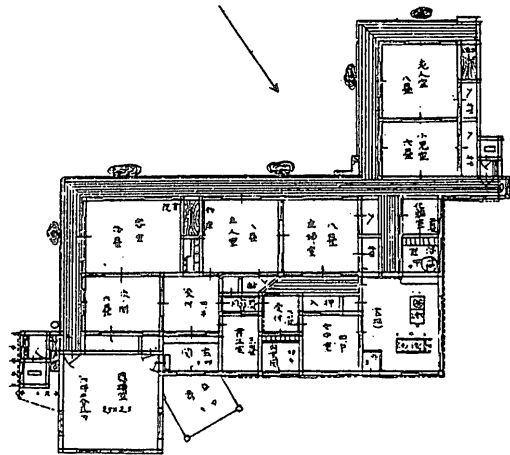


図-1 大江スミ子の図例平面図

注1：大江スミ子(東京女子高等師範学校教授)著『応用家事精義』大正5年12月より転載。

注2：本図は「平面図の作製」を述べた部分で「平面図の一例」として掲載されたもの。家族居室や座敷など主な居室をいずれも南側に配置した点が特徴的である。

そして大江は、この「家族本位説」に対して2つの反論を述べている。1つは、中小規模の住宅では、南面した座敷が書斎や寝室などとして、家族生活でよく使われているという反論である。他の1つは、親戚や知己などの来客に対しては、数少ない機会であり礼儀でもあるから、南面した座敷で歓待したいという反論である。

こうした反論を述べたうえで、大江は南側座敷説の内容を明確に述べつつ、北側座敷説を批判している。

「要するに著者の考へでは、家族の居室は出来る限り〔全部を〕好位置に置くのは勿論、客室も之れに譲らざる好位置に配置したいのであります。客室を態(たて)と第二流以下の位置に配する必要はないと思ひます、併し双方に好位置を与ふることは出来ぬと云ふ反対があるかも知れませぬが、其れはこう云ふ意味であります。即ち中流以上の生活程度の人ならば、広き屋敷を持ち、そこに建築するものと想像されますから、居室は勿論のこと客室も其れに譲らざる好位置に配置することが出来ると思ひます。又中流以下の人ならば、前申す通り客室だと云ふて空けて置くことは出来ませんから只客室と云ふ名前を付けた室を、家族の爲めに使用するのであります。それ故客室を好位置に設けても何等差支のないことと思はれます。」¹⁶⁾ (図-1 参照)

大江にとって、「家族本位説」とは北側座敷説のことであり、「家族本位説」の「極端な説」が北側座敷説であるのではない。このことは、「著者の考へ」を「家族本位説」と呼ばないことにも現れている。それはともかく、大江は、中小規模住宅における生活実態を無視して座敷の南面配置を単純に否定するという、北側座敷説の弱点を鋭く批判し、南側座敷説を積極的に提示したのである。

このように、南側座敷説は大正初期には、一部の傾向ではあったものの、北側座敷説を批判して積極的に提示された。家族本位の平面計画内容は、明治後期からこれら2つの説が対立したが、その対立が表面化したのである。けれども、大江が北側座敷説のみを家族本位と呼んだように、北側座敷説が家族本位の平面計画内容と認識され、南側座敷説はそれとは認識されなかった。

こうして、家族本位の平面計画内容は、南側座敷説の台頭によって2つの説が明瞭になった反面では、平面計画観の用語規定とも関

連して、一般には北側座敷説のみが代表する結果となり、明治後期よりも一層複雑な状況となったのである。

4. 家族本位計画論の成立状況

家族本位の平面計画観が家族本位という概念用語で確立され、その平面計画内容も南側座敷説が台頭するなかで、家族本位の平面計画内容とともに平面構成原則を提示する計画論上の試みも現れた。その平面構成原則は、家族・客・使用人など主体別に生活領域を分離するという、「主体区分」である。この主体区分の平面構成原則が家族本位の平面計画内容と結び付くことによって、1つの平面計画論すなわち「家族本位計画論」が成立するのである。

その典型的な例は、大正5年8月の雑誌『婦人之友』に掲載された、伊東忠太の「中流住宅は如何に設計すべきか」という小論である。この小論は、既に取り上げた大正4年5月の口述文「住宅」とほぼ同じ内容であるが、家族本位の平面計画観や平面計画内容をより具体的に述べ、平面構成原則を新たに提示した点が異なる。つまり、家族本位計画論を成立させた点が異なるのである。

まず伊東は、客本位の平面計画観を「儀式本位」と呼び、これを武士住宅との関係で次のように述べている。

「現今の中流の住宅に就て云へば、間取りは儀式を本位にした昔時の武家の邸宅の型を取つたもので、余り便利でもない式台付の玄関を取つたり、住居の最も上等の部分を客間に使つたり、家族の住む所はその割に日当りの悪い第二の場所に取り、子供などは殆んど一定の部屋を与へられず、而も客間にでも来て飛びはねて遊んでは叱られると云ふやうに、主としてお客を迎接するに都合のよいやうに建ててあります。」¹⁷⁾

こういう客本位の平面計画観に対して、家族本位の平面計画観が必要であることを、伊東は次のように述べている。

「今日は既に時代が變つて、住宅に儀式は漸く必要がなくなりました。以前は祝儀不祝儀に家庭で饗宴を開いたので、武士などは表向きに料理屋へ出入りする事は禁ぜられてあつた。兎が今日ではお客は料理屋に招待されますし、その他儀式的の出入も稀に有るに過ぎませんから、住宅を儀式のためよりも主として家族の住むに便利なやうに建てねばなりません。即ちこれからの住宅は儀式本位を去つて家族本位にならねばならぬのであります。」¹⁷⁾

家族本位の平面計画観(または住宅計画観)は、儀式本位という言葉に対応して、もっぱら生活面の内容である。しかし、この平面計画観はもちろん衛生面の内容を基礎にしたものである。このことは、次の平面計画内容をみると明瞭である。

「〔平面計画観を家族本位に改めるならば、〕その結果は従来客間〔座敷〕に使つた、日当りのよい展望のよい主なる部分を家族の住ひに充て、子供部屋の如きも、所謂第二の國民を健全にする意味から、成るべく良い位置を選び、一家の生命の源たる大臺な台所を優遇して、光線や空気を十分入れ、且つ便利に改良を加へ、湯殿や便所も一層注意を要することになります。この主義から云へば、客間は第二の位置でよい訳で、殊に一寸した立話で済む応接間などは、何も良い場所を選ぶの必要なく、一番悪い位置をこれに充てても我慢が出来ないこともありません。」¹⁸⁾

この平面計画内容は、「客間は第二の位置」と述べているから、座敷を北面に配置するものではない。しかし、座敷の南面配置を否定する点では、やはり北側座敷説である。(図-2 参照)

こういう北側座敷説の平面計画内容を提示したうえで、伊東は更

に、平面計画の方針として8項目を挙げ、その最後の項目で平面構成原則を提示している。

「八、間取りの配置の原則としては、中流以上の住宅であれば、各種の部分を大体区画することが必要で少くとも家族用の部分、客に使ふ部分及び台所に関する三大部に分けて、これ等相互に入り交らないやうに配置して、而もその部局内は勿論、他の部分とも連絡を容易にする必要があります。…」¹⁹⁾

これは、家族・客・使用人(台所部分)など主体別に生活領域を分離するという主体区分であり、主体区分の平面構成原則である。

このように、伊東は、家族本位の平面計画内容を提示するとともに、「中流以上の住宅」という限定はあるが、平面構成原則をも明確に提示した。これは、家族本位計画論を成立させたことである。明治期からの計画論上の試みは、伊東の小論によって、まず北側座敷説による家族本位計画論として結実したのである。

他方、南側座敷説による家族本位計画論も、これほど明瞭でなく典型的でもないが、成立の途上にあった。例えば、大正5年5月の『住宅建築』に掲載された無署名の「住宅建築設計要領」と、前節で取り上げた大江スミ子の『応用家事精義』である。

まず前書「設計要領」は、客間の設計上の注意として、家族本位の平面計画内容を次のように述べている。

「日本住宅では客間(座敷)を最も上等の位置に据えて、装飾等の類も最も至つた工夫を凝している。勿論来客にそれだけ充分の待遇をするのは結構であるが、それがために日常住み居る家族の居間の類を虐待するのは不権衡である。それ故今後は和風住宅でも客間と居間とは同等、或は居間の方に好位置を与へる事になるかも知れない。」²⁰⁾

家族本位の用語はないが、「客間と居間とは同等、…」という記述は家族本位の平面計画内容である。この平面計画内容は、座敷の南面配置を基本とするから、南側座敷説であると理解できる。

また本書は、平面構成原則についても次のように述べている。

「住宅にその大小はあつても、まづ一般には、家人に属する諸室、来客に備ふる諸室、雇人等に関する諸室、とこの三部面がある。依つて客用の諸室が相互に能く連絡すると共に、家人の諸室がそれへ不便なく関係を持ち、又雇人が出入する用のあるものについては、雇人の或る部屋との交通も等閑に出来ぬ。…」²¹⁾

住宅諸室を家族・客・使用人の主体別に区分して、それらを関係づける考え方であり、主体区分の平面構成原則であると理解できる。本文はこの平面構成原則を、「住宅に大小はあつても」というように、中小規模住宅にも適用できることを示唆した点が注目される。

しかし、本書は家族本位の平面計画内容を「客間」の項目で述べるにとどまり、しかも明確には提示し得ていない。このことは家族本位の用語がないこととも関連する。また、平面構成原則も十分に明瞭であるとは言いがたい。したがって、家族本位計画論としてみた場合、本書の内容はまだ極めて不十分なものである。

次に、後書『応用家事精義』は、前節で述べた南側座敷説とともに、平面構成原則に関連して次のように述べている。

「以上は概して、外来者関係の諸室でありまして、以下述ぶる所は家族関係の諸室でございます。前にも申す通り前者と後者とは全然区別を立て、家庭の内情が外来者に見え透かざる様に、設計しなくてはなりません。」²²⁾

家族と客の領域のみであるが、主体区分の平面構成原則である。この平面構成原則は、「前にも申す通り」というように、前文にお

いて次のように述べられている。

「…尤も客室と家族室との境界は全然区別を立てて置かないと、次に述ぶる様な不便を来します。一家には其家相応の秘密もあれば、見られて困る様な内情もあります。又来訪者の内には、他聞を憚る用談を持つて来る人もあります。所が間取が宜敷ないと、不時殊に夏日明放してある場合などに、来客があれば、其都度大騒ぎをして取片付を為し、為めに来客を待たせ、家族の者にも毎度迷惑を掛け、自他共に時間を空費しお負けに失礼に当ることもあります。」²³⁾

「自他」の生活、とりわけ家族生活のプライバシーを守るために、主体区分の平面構成原則が必要なのである。

本書によって、南側座敷説による家族本位計画論は成立したと言えなくもない。しかし、本書は、平面構成原則をまだ十分な形で提示し得ていない。また、前節でみたように、本書自身の平面計画観を家族本位の用語で規定していない。これらの不十分さをみる限り、家族本位計画論が成立したとは言いがたい。

このように、南側座敷説による家族本位計画論は、この時期にはまだ成立の途上であった。特に、平面計画観の用語規定が不十分であり、そこに大きな弱点があったのである。

ところで、家族本位の平面計画内容はこれまで主として中小規模の平屋建て住宅が対象であった。この中小規模で平屋建てであることが、北側座敷説を生じさせる原因であり、また南側座敷説を複雑にさせる原因でもあった。しかし、中小規模住宅であっても2階建てを含むとなれば、別の展開が可能である。

例えば、大正5年5月の『住宅建築』に掲載された山口孝吉の「住宅の各室構造上の一般的注意」である。家族本位の平面計画内容について、座敷を2階に配置することを主張している。

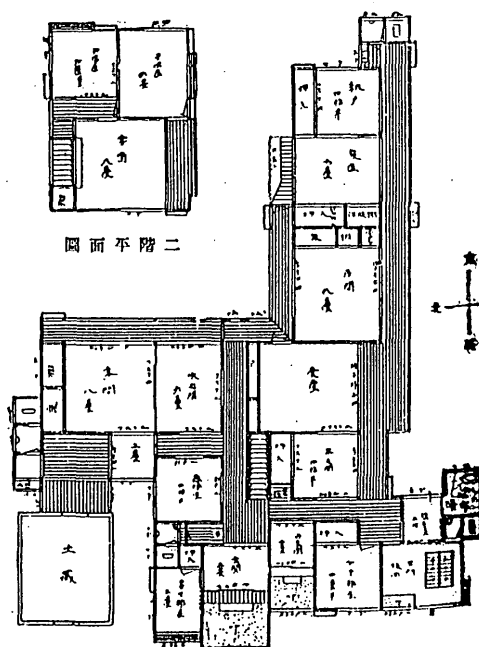


図-2 伊東忠太の自邸平面図

注1：雑誌『婦人之友』大正5年8月号に掲載された一記者による「伊東工學博士の新築住宅」と題する記事より転載。(婦人之友社所蔵)

注2：本図について記者は「博士の所謂家族本位主義から南を受けた主要の部分を家族の使ふ部分に取り、客間は東向きで寧ろ第二位に取つてある所など、特に記者の注意を惹きました」と述べている。

「客室の問題であるが、自分の持説としては住宅にありては客座敷本位にせず居間本位の方である。普通客室は毎日使用する所でないから比較的劣等の場所に設けて差支無らんと思ふ。他室を犠牲に供し南向の尤も日当りの宜き場所に設くるは愚の極である。敷地狭隘ならば二階に設くるのが最良の方法である。」²⁴⁾

本文の説くように、座敷を2階に配置すれば、家族居室(居間)を1階に配置するから、座敷と家族居室の両方を南面に配置することが可能である。これまでのように、座敷の北面配置を敢えて主張する必要はない。この座敷2階配置の主張は、「居間本位」の立場から座敷を「比較的劣等の場所」と述べたことと関連するから、家族居室の南面配置をめぐる計画論上の1つの試みである。したがって、この主張は、「客室」の項目で述べられたに過ぎないが、家族本位の平面計画内容であり、「2階座敷説」と呼ぶことができる。

本書はまた、この平面計画内容とは別に、主体区分の平面構成原則も提示している。

「間取を設計する時最も必要なる条件は外客を目的とする室と、家族の使用する室とは全然区画することで、表向の所も内向の所も判然たる区域なく混乱せしむるときは、客室に人を導くときに居間近くを通行せしむることとなり、家族の人々客来[??]ある毎に取片付をなし、来客に対しては時間を空費せしめ礼を失することになり、家族には迷惑をかくることになる。故に接客室、客室及客便所の如きは玄関に近き所に設くるか、或は玄関近くに階段を設け客室を二階にするが最良の方法である。」²⁵⁾

前述の『応用家事精義』と同様に、家族と客の領域のみであるが、主体区分の平面構成原則である。本文はこの平面構成原則とともに、座敷の2階配置を主張している。この主張は、主体区分の平面構成原則と関連するから、上述の主張とは意味が異なる。つまり、町家の例に見られるように、在来住宅の平面計画内容である。本文は在来住宅計画の立場から座敷の2階配置を主張している。

このように、本書における座敷2階配置の主張は、一方では家族本位の平面計画内容であるものの、他方では在来住宅の平面計画内容である。同じ主張が在来住宅の平面計画内容として提示され、しかも主体区分の平面構成原則とともに提示された点では、本書は在来住宅計画の立場を脱していないものと理解できる。したがって、本書はまだ家族本位計画論を成立させたものでなく、成立の途上にあったものと位置付けられるであろう。

5. 平面構成原則をめぐる諸問題

大正初期には、家族本位の平面計画内容に主体区分の平面構成原則が付加されることによって、家族本位計画論が成立し、あるいは成立しつつあった。この平面構成原則は在来住宅の平面構成原則であり、既に明治期から提示されていた。また、この平面構成原則は、前節の引用文から明らかのように、プライバシーの問題や通路空間の問題とも関連した。そこで本節では、家族本位計画論の成立を補足するため、この平面構成原則が提示された経過を、関連する2つの問題を含めて考察したい。

まず明治30年代の家政教科書を見ると、主体区分の平面構成原則はまだ明確に提示されていないものの、実質的に採られていたことが理解される。

例えば、明治31年の後閑菊野・佐方鎮子合著『家事教科書』は、「便利」という点から平面計画について次のように述べていた。

「間取は又其室の性質に従ひて関係の密ならんことを勉むべし。例へば、主婦は老父母及び夫に事ふべきものなれば、其居間は主人の居間に近く又老父母の部屋等にも隔らざるやうにするが如きは、是れ其関係の密なるものにして和合を助くるの益あり。又客の取次をするものを書生或は下女とせば、其部屋は玄関に近かるべく、茶の間は台所に近かるべく、台所は婢僕の部屋と近かるべし。…」²⁶⁾

座敷を取り上げていないが、平面計画における諸室の位置関係は、室の利用主体の属性を基準とするから、主体別の区分である。しかし、それはまだ平面構成原則と呼べるものではない。

この主体別の区分を前提したうえで、本書はまた、平面計画について次のように述べている。

「各室は専用と流用とを兼るを良とす。即ち或時は他に關係なく只其一室のみを専ら用いることを得、又或時は打ち開きて他の一室を合せ大きな間として用いるが如きは流用の利あるものなり。ざるを若し座敷に入るに其途中居間を通り、又は座敷を通らでは部屋に入るに能はざるが如き事あらば、専用の便を欠くものといふべく、区々の隔ありて各室皆孤立したるが如きは、流用の便を失ひたるものといふべし。」²⁷⁾

平面計画において室の独立性と「流用」性注意到すべきという主張であるが、室の独立性に関しては室の通り抜けを問題にしている。この通り抜けは、客が家族居室(居間)を通り抜ける場合と、家族が座敷を通り抜ける場合であると理解できる。これら2つの通り抜けを排除することは、客と家族の2つの領域を分離することである。座敷は客の領域であり、居間や部屋は家族の領域である。このことは、まだ明瞭でないが、主体区分の平面構成原則である。

このように、明治31年の本書は、平面構成原則を明確に提示していないものの、主体別の区分を前提して、実質的に主体区分の平面構成原則を採っていたと理解できる。この点は、その後の家政教科書を見てもほぼ同様である。

ところで、本書が述べた室通り抜けの問題は、平面構成原則に関連するだけでなく、通路空間の問題にも直接に関連する。この問題は、本書では特に述べられなかったが、明治30年代には既知の問題であった。このことはその後の家政教科書等の文献が示している。

例えば、明治35年の屋常子・中島与志子共著『家事教程』は、この問題を「廊下」の問題として述べている。

「以上の如く、各室は互に相関連して用をなすと共に、また各々独立して用をなすを要す。各室は、他の室への通路となるやうのことなからしめ、又間取の拙なるより甚だ暗蔭なる室を生ずることなき様、注意すべし。…廊下を設くるときは、各室全く独立するをもて、便は即ち便なれども、費用多ければ、止むを得ざる場合の外、之を避くべし。」²⁸⁾

「廊下」についてのこのような見解は、明治37年の児崎隆子著『新撰家事教科書』でも繰り返されている。

「廊下を設くるときは、各室の関係、全く独立するを以て、大に便利なれども、費用を要すること多きを以て、和風の建築には用ふること少なし。」²⁹⁾

本書は「廊下」が「和風の建築」ではあまり使用されないことを述べているが、和風住宅では縁側が多用されたから、この「廊下」には縁側が含まれないことが理解される。つまり、「廊下」はいわゆる「中廊下」であると理解される。

これら2例が示しているように、明治30年代の家政教科書は、通

路空間としての「廊下」すなわち中廊下を、室の独立性の点から評価しながらも、費用の点から避けることを主張していた。

他方、この時期には、中廊下を通路空間として評価しない傾向も存在した。例えば、明治35年の井上繁次郎著『家屋改良建築法』は、衛生上の理由から中廊下を避けることを主張していた。

「間室は椽側又は廊下等にて連絡せしむべし、或る室に通るに、他室を踏ざれば達する事能ざるが如きは最も不便なり、ために他の一室は、全く通路となりて、室の用をなさざることあり。〔しかし、〕中廊下は用ひざるを可とす、家屋の中央に廊下を取り、両側に間室を配列したるものは、通風光線ともに不充分にて、不快を感ずることあり。」³¹⁾

また、中廊下を評価しない傾向は、欧米の住宅を模範として、いわばホール型平面構成を志向していた建築家に顕著であった³¹⁾。

このように、明治30年代には、通路空間の1形式である中廊下は、通路空間として評価されただけでなく、評価される場合でも、経済上の理由から一般に使用しないこととされていたのである。

しかし、それにもかかわらず実際には、中廊下は中小規模の住宅でも使用された。それは、図-3の下図に見るように、既に大正4年には、完成した中廊下型平面構成を示すほどであった。その理由は、家族居室を南面に配置するならば、そして住宅全体を家族本位の方向で変革するならば、室通り抜けの問題や家族生活のプライバシーの問題が必然的に生じたからであろう。中小規模住宅における中廊下は、そうした問題を解決するため、止むなく、試行錯誤で使用されたと考えられる。いずれにしても、明治30年代の人々が中廊下の手法を既に知っており、中廊下をできるだけ避けていたという事実、また中廊下を評価しない傾向があったという事実は、十分に注目されねばならないであろう。

こうして、明治30年代の人々、特に家政教科書の著者たちは、通路空間としての中廊下を知っていたが、それを避けていた。また、主体区分の平面構成原則も実際には採っていたが、それを明示するに至らなかった。家政教科書におけるこうした傾向は、大正初期になっても続いていた。ところが、家政教育とは異なる分野で、すなわち一般向けの住宅建築の分野で、主体区分の平面構成原則は既に提示されていた。

例えば、明治39~40年の駒杵勤治・越本長三郎共著『和洋住宅建築学』は、主体区分の平面構成原則を次のように述べていた。

「次に最も注意すべきは各室配置の方法とす。概して日本住宅は構造弛緩にして綿密を欠き、大なる住宅には数棟を以て一家を為し其間を連続するに渡り廊下を以てするを普通とせり。其区分する部を大別すれば三とす。玄関、応接、控室、客室等を一括したるもの其一なり。家族の居間を一括したるもの其二なり。下婢部屋、台所等雇人占用の部を一括したるもの其三なりとす。此等の関係は敷地の如何及び一家の家風及び事情によりて一様に律すること難し。」³²⁾

大邸宅を対象として、住宅諸室を主体別の棟単位に配置することを「普通とせり」というから、主体区分の平面構成原則である。

また本書は、プライバシーの問題と関連して、主体区分の平面構成原則を次のようにも述べていた。

「家族住居の状態が外部より窺ひ得らるる構造は絶対的宜しからず。少細の談声動作迄外部に洩るるは一家の不快之れより大なるはなし。此の弊を防ぐには第一家族住居の部分と雇人住居の部分を区別し、雇人居室の窓等より重家の内部を窺はれざる様にし、

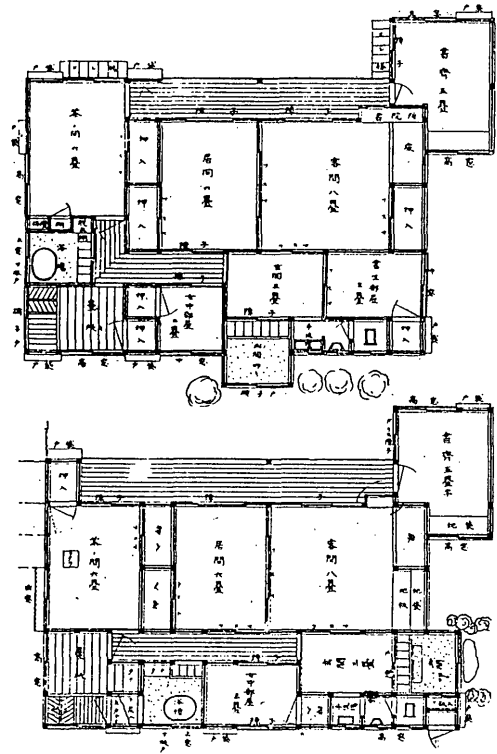


図-3 中廊下型住宅の平面図2例

注1：佐藤功一(早稲田大学教授)編『報知懸賞・住家設計図案』大正5年9月より転載。(平面図の募集は報知新聞社によって大正4年9月に行われた)

注2：2例とも選外であったが、中廊下型住宅である。上図に対し下図は、浴室が台所よりも玄関に近い側に配置され、平面型として完成した点異なる。尚、方位は2例とも上方が南側である。

又入口は雇人商人等の入口と家族来客の入口等を区別し、若し二階あらば階段は家族使用のものと雇人使用のものに分ち、廊下等に於て家族と僕婢と不意に出遇ふが如き構造を避け、浴室便所等も外部より窺はれざる位置に定むる等、凡て深き注意を払ふべきものとす。」³³⁾

要するに、入り口や便所等の付属室を含め、家族と使用人の生活領域を分離するという、主体区分の平面構成原則である。それは、家族生活のプライバシーを守るためである。

このように、主体区分の平面構成原則は明治39~40年の本書で既に提示されていた。けれども、この平面構成原則は家族本位の平面計画内容とは結び付いていない。在来住宅の、しかも大邸宅の平面構成原則であった。

この大邸宅の平面構成原則は、大正2年の三橋四郎著『理想の家屋』でも繰り返されている。3領域の名称は表の部・奥の部・末の部となったが、内容は同じである。本書の特徴は、主体区分の平面構成原則が家族生活のプライバシーのためであることを客との関係で述べた点と、この平面構成原則を「中流」の住宅にも適用すべきことを述べた点である。

「此等三大部の関係は敷地の広狭、形状如何及び一家の家風並に事情等に依て一様に取扱ふわけには行かぬものである。然し此三大部の混同は必ず避けなければならない。即ち居間のわきを通つて客室へ行くのは家内の有様を客人に示す様な工合の悪ひことになるし、台所のわきを通つて客室へ行くのも誠に工合がよろしくないのである。夫で大きい建物になれば中庭を取つて、建物の各

部は左旋か右旋で通れる様にするのが一番都合がよらしい様である。… 斯く順序よく建物の各部を三大別して廊下で充分に連絡して置けば、織機の一絲乱れざる如くきちんとして、家内の整理も行届き、来客があつてもうかつに家内の有様を窺はれることもなく、台所に商人が来て奥の様子も中々知れ難いのである。… 中流社会の建物では左旋も右旋もないが、表の部、奥の部、末の部の別ちを立てて混同を避け、尚ほ書斎や隠居所等は独立して建てたいものである。』³⁴⁾

こうして、主体区分の平面構成原則は、既に述べた大正5年8月の伊東忠太の小論で取り上げられ、また同年5月の無署名の「設計要領」や山口孝吉の小論でも取り上げられ、家族本位の平面計画内容と結び付くこととなった。「設計要領」の場合は、主体区分が中小規模の住宅でも必要とされ、伊東小論の場合は、主体区分が平面構成原則として明確に提示されたのである。

6. 結論

以上のように、住宅の衛生面を改良するための計画論上の試みの中で、家族居室の南面配置をめぐる計画論上の試みは、大正初期には、家族本位の平面計画観を「家族本位」という概念用語で確立するとともに、平面計画の内容では南側座敷説を台頭させ、新たに2階座敷説をも出現させた。そして、主体区分の平面構成原則を明示することによって、家族本位計画論を一部では成立させ、一部では成立させつつあった。この家族本位計画論は、衛生面の内容を越えつつあったが、明治期からの計画論上の試みの大きな成果であり、重要な到達点であった。

その明治期からの計画論上の試みを振り返れば、明治10年代の計画論上の試みは、衛生面に偏る初歩的内容であったが、家族居室の南面配置を含む平面計画の内容を具体的に提示した。明治20年代の計画論上の試みは、一部の内容を変更しつつ、生活面を考慮する平面計画の内容を提示した。特に家族居室の南面配置については、老人や子供の居室を優先することを主張した。そして明治30、40年代の計画論上の試みは、家族居室の南面配置を座敷との関係で追究し、平面計画の内容を一層具体化するとともに、家族本位の平面計画観をも形成した。こうして、大正初期の計画論上の試みは、家族本位の平面計画観を確立し、その平面計画内容に平面構成原則を付加することによって、家族本位計画論を成立させ、あるいは成立させつつあったのである。

したがって、住宅の衛生面を改良するための計画論上の試みは、明治期を通じて具体的であり、大正初期には家族本位計画論として結実したように、高い水準で行われたのである。また、住宅の衛生面を改良する問題は、家族居室の南面配置を主張する積極的な要因であり、家族本位の平面計画観を形成した主導的な要因でもあり、近代住宅史において重要な意味を持ったのである。

以上のことは、近代の中廊下型住宅における家族居室の南面化という事実を、木村徳国氏の結論³⁵⁾にみるように、意識せずに生み出されたものと解釈することが重大な誤りであることを証明している。それと同時に、近代における我が国住宅の発展を、衛生面を十分に考慮して解釈することが必要かつ重要であることをも証明しているのである。

参考文献

- 1) 宮崎信行、青木正夫：明治10年代の我が国住宅の衛生面を改良する計画論上の試み—衛生面からみた住宅の平面計画に関する史的研究 その1—、日本建築学会計画系論文集、第458号、1994年4月
- 2) 宮崎信行、青木正夫：明治20年代の我が国の家政教育分野における住宅の衛生面を改良する計画論上の試みについて—衛生面からみた住宅の平面計画に関する史的研究 その2—、日本建築学会計画系論文集、第467号、1995年1月
- 3) 宮崎信行、青木正夫：明治30、40年代の我が国における家族居室の南面配置をめぐる計画論上の試みについて—衛生面からみた住宅の平面計画に関する史的研究 その3—、日本建築学会計画系論文集、第483号、1996年5月

注および引用文献

- 1) 参考文献 3) を指す。
- 2) 国民新聞社編：理想の家庭、大正4年5月。本書は同社主催の家庭博覧会のために刊行され、部門別に18名の識者の講話を掲載している。
- 3) 「家族本位」という言葉は、「来客本位」に対する言葉として、既に明治41年の嘉悦孝子述『家政学講話』で使われていた。けれども、この言葉の意味は説明されず、言葉のみが提示されただけであった。
- 4) 伊東忠太述：住宅、前掲 2)『理想の家庭』、pp. 117～118
- 5) 同上、pp. 121～122
- 6) 特に明治40年代以降には、嫁姑問題や蕃妾問題等を背景にして、あるいは婦人問題や男女問題等が議論されるなかで、夫婦中心の家庭や一家団らんを楽しむ家庭(ホーム)を求める傾向が強まっていた。また、家族国家主義の立場から家庭の充実を求める傾向も一段と強まっていた。
- 7) 本書は大正4年1月の「今日の住家は他人本位」と題する文章では、「他人本位」に対して「家族を本位に」という言葉を使っていた。
- 8) 三浦元秀：理想の家の造り方、大正7年10月、pp. 50～51。但し、大正5年4月の「合理的なる新家相説」と題する文章の一部。
- 9) 建築世界社編：住宅建築、大正5年5月。本書は雑誌『建築世界』の創刊10周年を記念して刊行され、当時の建築家を始め多数の建築関係者の意見や見解等を掲載している。
- 10) 古橋柳太郎(古橋建築事務所所長・工学士)：台所、上掲 9)『住宅建築』、p. 392
- 11) 石沢吉鷹(奈良女子高等師範学校教授)：家事新教科書、上巻、大正5年10月、p. 23
- 12) 同上、p. 31
- 13) 大島盈株(建築技師)：住宅と方位、前掲 9)『住宅建築』、p. 418
- 14) 大江スミ子(東京女子高等師範学校教授)：応用家事精義、第一巻、大正5年12月、p. 202
- 15) 同上、p. 204
- 16) 伊東忠太(東京帝国大学教授・工学博士)：中流住宅は如何に設計すべきか、雑誌『婦人之友』大正5年8月号、p. 24
- 17) 同上、pp. 24～25
- 18) 同上、p. 25
- 19) 同上、p. 27
- 20) 無署名：住宅建築設計要領、前掲 9)『住宅建築』、p. 15
- 21) 同上、p. 7
- 22) 前掲 14)『応用家事精義』、p. 206
- 23) 同上、p. 196
- 24) 山口孝吉(東京帝国大学宮繕課課長)：住宅の各室構造上の一般的注意、前掲 9)『住宅建築』、pp. 281～282
- 25) 同上、p. 282
- 26) 後閑菊野・佐方鎮子：家事教科書、上巻、明治31年3月、田中ちた子・田中初夫編『家政学文献集成』続編明治期Ⅷ、昭和45年所収、pp. 180～181。但し、句読点は筆者、以下同じ。
- 27) 同上、pp. 179～180
- 28) 星常子・中島与志子：家事教程、上巻、明治35年12月、pp. 144～145
- 29) 児崎隆子：新撰家事教科書、上巻、明治37年2月、p. 101
- 30) 井上繁次郎：通俗家屋改良建築法、明治35年11月、pp. 16～17
- 31) 例えば、建築家・塚本靖は、「ホールと云ふ一つの室」を最も進歩した通路空間と見なし、我が国住宅の廊下や縁側を改良すべきことを主張していた。(明治36年の『建築雑誌』第199号に掲載された「住家の話」)
- 32) 駒杵勤治・越本長三郎：和洋住宅建築学、下巻、明治40年4月、p. 160。但し、句読点は筆者、以下同じ。
- 33) 同上、上巻、明治39年、p. 33
- 34) 三橋四郎(工学士)：理想の家屋、中巻、大正2年6月、pp. 16～17。但し、句読点は筆者。
- 35) 参考文献 1) の「研究の目的と方法」の節を参照のこと。

(1996年12月3日原稿受理、1997年2月14日採用決定)